

西海市教育委員会（令和4年第11回定例会）会議録

期 日：令和4年11月22日（火） 午前9時30分開会

場 所：西海市教育委員会 3階大会議室

出席委員：教育長 渡邊 久範

委員 北島 淳朗、川南 まつみ、矢吹 希己代、武宮 智

出席者：教育次長 山口 英文

教育総務課長 岩永 勝彦

学校教育課長 山田 喜彦

社会教育課長 作中 修

教育総務課 課長補佐 森下 直也、吉村 美香

学校教育課 参事 平田 真希子

社会教育課 課長補佐 堤 猛

書記 林 大樹

傍聴者：なし

1. 開会

○教育長

ただいまから、第11回定例教育委員会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名について

○教育長

会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員に北島委員、川南委員を指名いたします。

3. 会期決定について

○教育長

会議は本日1日限りといたしますが、ご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認め、会議は本日1日限りといたします。

4. 教育長諸報告

○教育長

第2回総合教育会議

辞令交付

県公民館大会表彰伝達

第2回西海市図書館協議会

第18回西海市相撲選手権大会

市町村教育委員会研究協議会

校長会研修会
西海市文化展
人権のつどい第2回実行委員会
西海市防災まちづくり構想検討委員会
第38回県北親善ゲートボール大会
県中総体駅伝大会
姉妹都市交流会
ぎゅぎゅっと！西海フェス
西彼農業高校 農業文化祭
教頭会研修会
県都市教育長協議会
雪浦小学校研究発表会
ホゲット石鍋製作遺跡史跡指定40周年記念シンポジウム
大島こども園生活発表会
食育推進本部会議

5. 議事

議事に入ります前に、事務局から「議案の追加」についての申し出がっておりますので、日程第2 報告第7号の次に追加したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

日程第1「議案第72号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第7号)」

○教育長

日程第1「議案第72号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について(教育費補正予算第7号)」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(議案朗読)

今回の主な内容について、全体的にご説明をしたいと思います。まず1つ目としまして、最低賃金の改正に伴う会計年度任用職員の賃金の増という面があります。令和4年10月から、長崎県で言いますと、最低賃金が821円から32円増えまして853円という規定になりました。それに合わせるような形で会計年度任用職員の増額が全般的に行われております。それから、不足する修繕料の増額が2点目。3点目としまして、電気料値上げの影響による光熱費の増額。主なものは3点と捉えております。

それでは項ごとに主なところをご説明していきます。まず1項の教育総務費ですが、事務局費で197千円の増。2項の小学校費、1目の学校管理費で3,781千円の増。ここにつきましては通学路等での支障木の伐採ということで2,156千円、それから小学校の用務員で267千円の増というものが主なものとなっております。それから2目の教育振興費で28千円の増。計としまして3,809千円の増となっております。それから3項の中学校費ですが、

1目の学校管理費で2,696千円の増。主なものとしましては、2,582千円の修繕料が大きなものでございます。それから2目の教育振興費で112千円の増。合計で2,808千円の増になっております。次に4項の社会教育費でございます。1目の社会教育総務費で261千円の増。2目の公民館費で2,003千円の増。これは先ほど申し上げました電気料等で、1,067千円の増などが含まれております。3目の文化財保護費では138千円の増。4目の図書館費では4,753千円の増。これは図書司書報酬で3,039千円の増が含まれておりまして、これは前にご説明をいたしました図書司書等への未払い報酬の支給分の調整で増額になっております。それから全般的に電気料の増等で、1,714千円が入っているというところがございます。それから5目の文化施設管理費ですが、3,313千円の増。やはり電気料等で2,774千円の増が含まれております。合計としまして10,468千円の増となっております。最後に5項の保健体育費になりますが、1目の保健体育総務費で3千円の増。2目の体育施設費で4,080千円の増。電気料等で2,423千円の増。それから西彼総合運動公園等のトイレ改修等で1,657千円の増が入っております。合計しまして4,083千円の増額となっております。教育費全体としては21,365千円の増額を要求しているというところがございます。説明としては以上です。

○教育長

ただいま、議案第72号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。議案第72号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「議案第72号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（教育費補正予算第7号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「報告第7号 西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る遅延損害金の額を定め、支払うことに係る臨時代理の承認について」

○教育長

日程第2「報告第7号 西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る遅延損害金の額を定め、支払うことに係る臨時代理の承認について」を議題といたします。提案理由の説明をお願いします。

○教育次長

(報告朗読)

西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員20名について、令和2年3月から令和4年3月までの間、1人勤務時に休憩時間が確保されず、よって当該時間が時間外勤務となり、また、事前の振替手続によらず週休日に出勤させ、よって当該勤務が休日勤務となったが、それぞれ対象となる時間外勤務報酬及び割増分報酬を支給していなかったため、遡

及して当該報酬を支給したことに伴い、係る遅延損害金について、その請求権を放棄した10名を除く残り10名について、本来の報酬支給日から遡及して支給された日までの期間に係る遅延損害金を支払うものです。

最後の4ページに一覧表をつけております。この10名が先ほど申しあげました請求権を放棄せず請求をするということで、遅延損害金の額は右端の額になっております。合計としまして61,110円を支払っております。説明としては以上でございます。

○教育長

ただいま、報告第7号の説明がありました。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

お諮りします。報告第7号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって「報告第7号 西海市立図書館等に勤務した会計年度任用職員の報酬に係る遅延損害金の額を定め、支払うことに係る臨時代理の承認について」は、原案のとおり承認されました。

日程第3「議案第73号 教職員の処分について」

○教育長

日程第3「議案第73号 教職員の処分について」を議題といたします。

議事に入る前に、議案第73号は、人事に関する案件でありますので、会議を公開しないことにしたいと思います。

まず、公開しないことについての可否を決定します。

この決定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び西海市教育委員会会議規則第12条の規定によって、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

それでは、会議を公開しないことについて採決します。

この採決は、挙手によって行います。

公開しないことに賛成の委員は、挙手願います。

(4名挙手)

ただ今の賛成者は、4人、3分の2以上です。

よって、議案第73号は、公開しないことに決定しました。

それでは、委員及び議案説明者以外の方の退席を求めます。

ここで、しばらく休憩します。

(非公開)

休憩を閉じて、会議を再開します。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

6. その他

各課報告（資料により報告）

次回の定例教育委員会：12月19日（月）午後1時30分～

7. 閉会

○教育長

これで、本日の定例教育委員会を閉会します。（午前11時閉会）